



SU Partners Tax Corporation

SUレター

あけましておめでとうございます。
新しい年の幕開けです。気持ちも新たに1年間がんばりたいと思います。本年も宜しくお願いいたします。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



SUパートナーズ税理士法人

神奈川県横浜市神奈川区金港町6-3横浜金港町ビル3階
TEL : 045-442-0851 / FAX : 045-453-2851
東京都港区赤坂2-23-1アークヒルズフロントタワーRoP701
TEL : 03-6435-5255 / FAX : 03-6435-5256



個人が国等から受け取る 給付金等の課税関係

新型コロナウイルス感染症の影響による給付金等の支給が、国や地方公共団体（以下、国等）から行われています。この給付金等に係る課税関係は、その都度判断します。そして個人が課税される給付金等を受け取る場合には、どの所得に該当するのかも判断しなければなりません。そこで今回は、個人の確定申告時期を前に、国税庁から公表されている情報から、国等から個人へ支給された給付金等に係る課税関係を確認しましょう。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所得 ・ 不動産所得 ・ 利子所得 ・ 配当所得 ・ 給与所得 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 雑所得 ・ 譲渡所得 ・ 一時所得 ・ 山林所得 ・ 退職所得 |
|---|---|

個人が国等から課税となるものに該当する給付金等の支給を受けた場合には、上記のうち、どの所得に該当するのかを判断しなければなりません。

課税となるもの、ならないもの

個人が国等から支給を受けた給付金等について、課税となるもの、課税されないものの区別の仕方は、原則として次のとおりとなっています。

課税となるもの	以下の非課税以外
課税されないもの (=非課税)	<p>次のような給付金等</p> <p>①給付金等の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの</p> <p>②その給付金等が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学資として支給される金品 ・心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金

その判断となる指針が、国税庁の「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」（以下、資料）で、以下のように示されています。

①事業所得等	事業に関連して支給される給付金等 例. 事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するもの
②一時所得	事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される給付金等
③雑所得	上記①②いずれにも該当しない給付金等

具体的な例示

個人が国等から支給を受けた給付金等について、課税となるもの、非課税となるものの例示が上記資料内に記載されています。その他、2020年から新たに給付金等として支給されるものを一部含め、次ページにまとめました。

どの所得に該当する？

個人の所得税の計算上、その発生の要因等に応じて、次の10種類の所得のうちのいずれかにあてはめた上で、それぞれの所得ごとに所得金額を計算します。

○非課税となるもの(例示)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金 ・ 特別定額給付金 ・ 子育て世帯への臨時特別給付金 ・ 学生支援緊急給付金 ・ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 ・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成 ・ 簡素な給付措置（臨時福祉給付金） ・ 子育て世帯臨時特例給付金 ・ 年金生活者等支援臨時福祉給付金 ・ 東京都認証保育所の保育料助成金
---	--

○課税となるもの(例示)

①事業所得等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金（事業所得者向け） ・ 家賃支援給付金 ・ 農林漁業者への経営継続補助金 ・ 文化芸術・スポーツ活動の継続支援 ・ 東京都の感染拡大防止協力金 ・ 雇用調整助成金 ・ 小学校休業等対応助成金 ・ 小学校休業等対応支援金 ・ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補てん金
②一時所得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金（給与所得者向け） ・ Go Toキャンペーン事業における給付金 ・ すまい給付金 ・ 地域振興券 ・ マイナポイント
③雑所得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金（雑所得者向け） ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券（通常時のもの） ・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成（通常時のもの）

一時所得にご注意を

事業所得や雑所得は、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算します。

一時所得は、収入金額からその収入を得るために支出した金額を差し引き、そこからさらに最大50万円を控除することができます。そのため、その年中に一時所得となる金額す

べてを足した合計が50万円を超えない限り、実質課税はされません。

一時所得として注意すべきは、保険金の満期返戻金や解約返戻金として一時金を受け取った場合、あるいはふるさと納税を行うことで、ふるさと納税の返礼品を受け取っている場合です。これらは一時所得となりますので、ご注意ください。



短縮された雇用保険の 基本手当の給付制限期間

会社を退職して転職活動をする場合には、雇用保険の基本手当を受給するケースが多いかと思えます。基本手当は、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない状態、いわゆる「失業の状態」にある場合に支給されるものです。ただし離職理由によっては、基本手当を受け取れない一定の期間が設けられています。この取扱いが2020年10月から変更されました。



待期期間と給付制限期間

雇用保険の基本手当は、会社がハローワーク（公共職業安定所）で手続きをした雇用保険被保険者離職票を、従業員が退職後にその住所地のハローワークに持参し、受給手続きをすることにより支給されます。

受給手続きを行った後には7日間の待期期間があり、待期期間後に原則として4週間に1回失業していることの認定を受けて、基本手当が支給されます。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、待期期間に加えて、さらに基本手当が支給されない期間（以下、給付制限期間）が設けられています。

- 自己の責に帰すべき重大な理由で退職した場合（以下、懲戒解雇による退職）
- 正当な理由のない自己都合により退職した場合（以下、自己都合による退職）

短縮された給付制限期間

この給付制限期間は、従来3ヶ月間でした

給付制限期間は従業員が退職した後のことになるため、会社に直接関係はしませんが、自己都合による退職の場合であっても、給付制限期間なく基本手当を受け取りたいという従業員は多くいるものです。離職理由についてはトラブルになりやすいため、退職時にしっかりと確認するとともに、給付制限期間のルールも押さえておきましょう。

が、**2020年10月1日以降**の自己都合による退職から、以下のように変更されました。

【2020年10月1日以降の自己都合による退職】

- 給付制限期間が**2ヶ月間に短縮**
- 短縮される退職は**5年間のうち2回**まで
- **3回目の退職以降**の給付制限期間は**3ヶ月間**

なお、懲戒解雇による退職の給付制限期間は、従来通りの3ヶ月間です。

正当な理由のある自己都合退職

給付制限期間が設けられるのは、前述のとおりですが、退職理由には以下のような「正当な理由のある自己都合退職」もあります。

【正当な理由のある自己都合退職（一例）】

- 結婚に伴う住所の変更
- 会社が通勤困難な場所へ移転したこと

このような「正当な理由のある自己都合退職」の場合には、給付制限期間は設けられていません。